

○埼玉県警察情報管理システムによる車両管理業務実施要領

平成22年11月22日

装 第 6 8 0 号

警 察 本 部 長

埼玉県警察情報管理システムによる車両管理業務実施要領の制定について（通達）

この度、車両の適正な維持管理及び車両管理業務の効率化を図るため、埼玉県警察情報管理システムによる車両管理業務実施要領（昭和62年埼例規第35号・装）の全部を別添のとおり改正し、平成22年12月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

埼玉県警察情報管理システムによる車両管理業務実施要領

第1 趣旨

この要領は、埼玉県警察情報管理システムによる車両の登録資料の作成等の業務（以下「車両管理業務」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 基本台帳

総務部情報管理課に、車両管理業務に関する次の基本台帳を置くものとする。

第3 対象車両

車両管理業務の対象車両は、埼玉県警察が保有する車両（自転車及び自動車運転免許試験の用途に供する車両を除く。以下同じ。）とする。

第4 登録等

1 登録

車両管理業務に係る登録は、総務部財務局装備課長（以下「装備課長」という。）及び埼玉県警察車両管理に関する訓令（昭和45年埼玉県警察本部訓令第13号）第4条に規定する車両保管責任者が、埼玉県警察ネットワークシステムにより行うものとする。

2 登録種別等

登録種別、登録事項及び登録者は、次表のとおりとする。

第5 保存期間

登録データの保存期間は、車両を放出した日から3年間とする。

第6 照会

1 装備課長及び車両保管責任者は、必要があるときは、端末装置により保有する情報の照会をすることができる。

2 照会することができる車両は、装備課長にあっては登録した全車両とし、車両保管責任者にあっては当該所属に配置された車両とする。

3 本県以外の警察又は他所属からの照会については、必要性を検討した上、回答するものとし、警察以外の機関からの照会に対しては、原則応じないものとする。

第7 資料の作成

装備課長は、前記第2の基本台帳に登録されたデータに基づき、必要な資料を作成するものとする。

実施日

この通達は、平成22年12月1日から実施する。

【表省略】